

半田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和七年十月二十日

半田市長 久世 孝宏

半田市規則第三十号

半田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

半田市建築基準法施行細則（昭和五十八年半田市規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「第六項」を「第十一項」に、「第七項」を「第十二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。